

公益社団法人長泉町シルバー人材センター会員互助会会則

(名称および所在地)

第1条 この互助会は、公益社団法人長泉町シルバー人材センター会員互助会（以下「互助会」という。）といい、事務所を公益社団法人長泉町シルバー人材センター（以下「センター」という。）事務局内に置く。

(目的)

第2条 互助会は、共助の精神に基づき、会員の相互扶助及び会員の福利厚生を図ることにより、会員の健康及び生きがいに寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 互助会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

(1) 会員の慶弔に関する事業

(2) 会員の福利厚生に関する事業

2 前項第1号に掲げる慶弔の種類及び金額は次のとおりとする。

(1) 会員本人が死亡したとき 5千円

(2) 喜寿の祝い金 3千円

(3) 会員が傷病で20日以上入院加療中のとき 3千円

但し5年以上会費を納入した会員に限る。

(会員)

第4条 互助会の会員は、センターに入会している会員をもって組織する。

(会費)

第5条 互助会の会員は、次に定める会費を納入しなければならない。

互助会費 年額 5百円

2 前項に規定する会費は、毎年1回6月定期総会までに納入しなければならない。

ただし、新たに入会した会員については、入会時に納入するものとする。

(役員)

第6条 互助会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 若干名

(3) 会計 1名

(4) 幹事 地域班長

- (5) 監 事 2名
- (6) 名誉会長 理事長
- (7) 顧 問 事務局長

(役員を選任及び任期)

第7条 幹事は各地域班長とする。

- 2 会長、副会長及び会計は全会員の中から選出する。尚、幹事の中から互選することを妨げない。
- 3 監事は幹事会で会員の中から選出する。
- 4 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会 議)

第8条 互助会の会議は総会及び幹事会とし、会長が招集する。

- 2 定期総会は毎年6月、センターの総会に続いて開催する。
- 3 会長が必要と認めた場合、臨時総会を開催する。
- 4 幹事会は必要に応じて開催する。
- 5 総会の議長は、その総会に出席した会員から選出する。
- 6 幹事会の議長は、会長がこれにあたる。
- 7 会議の定足数は構成員の2分の1以上とする。
- 8 会議の決議は、出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資産の構成)

第9条 互助会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会 費
- (2) 寄付金
- (3) 資産から生じる収入

(事業年度)

第10条 互助会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画、予算及び会計)

第11条 互助会の事業計画及び予算は、会長が作成し幹事会の議決を得て総会の承認を得なければならない。

- 2 会長は、前項の事業計画又は予算を変更しようとするときは、幹事会の承認を得なければならない。

3 互助会の事務は、センター事務局が行うものとする。

(事業計画、決算)

第12条 互助会の事業報告・決算は、会長が作成し監事の監査を経てその事業年度終了後速やかに総会の承認を得なければならない。

第13条 互助会同好会（愛好会）の実施については、事業実施要領に依る事とする。

(委 任)

第14条 この会則にない事項については、幹事会で決定する。

附 則

- 1 この会則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 互助会設立当初の役員の任期は、第7条の規定にかかわらず、平成9年6月定期総会の日までとする。
- 3 互助会設立当初の事業年度は、第10条の規定にかかわらず、平成8年6月総会の日から平成9年3月31日までとする。

附 則

この会則の一部変更は、平成14年6月19日から施行する。

附 則

この会則の一部変更は、平成15年6月1日から施行する。

附 則

この会則の一部変更は、平成24年6月23日から施行する。

附 則

この会則の一部変更は、平成26年6月25日から施行する。

附 則

この会則の一部変更は、平成28年6月24日から施行する。

附 則（令和元年6月21日改正）

この会則の一部変更は、令和元年6月21日から施行する。（第6条関係）